

「S-T E A M教育推進事業」実施要綱

(令和4年5月18日北海道教育庁学校教育局高校教育課長決定)

(令和5年4月11日一部改正)

1 趣旨

道立高等学校及び道立特別支援学校（高等部）（以下、「道立学校」という。）において、各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育（STEAM教育）を推進し、もって、生徒の多様な可能性を育み、将来の北海道を支える人材を育成する。

2 事業の目的

- (1) 道立学校において、教科等横断的に資質・能力を育成する校内体制を構築する。
- (2) 道立学校の授業において、探究の過程を通じて課題を解決するために必要な資質・能力を育成する。
- (3) 道立学校の生徒の言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力を育成する。

3 事業の実施期間

令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）までの3年間とする。

4 事業の内容

(1) 「探究」チャレンジプロジェクト

ア 目的

生徒が取り組んだ探究活動の成果を発表・交流する機会を設定し、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力を育成するとともに、新たな探究に結び付け、生涯にわたって能動的に学び続ける資質・能力を育成する。

イ 道立学校における成果発表の実施

- (ア) 道立学校において、生徒が取り組んだ探究活動の成果を発表・交流する機会を設定するよう努めるものとする。
- (イ) 成果発表の機会の設定に当たっては、地域や保護者への公開など、生徒が広く成果発表・意見交流ができるよう努めるものとする。
- (ウ) 各道立高等学校（含む道立中等教育学校。以下、同じ。）において、4(1)ウの参加者を選出するものとする。

ウ 各地域における成果発表会

- (ア) 各地域において、道立高等学校の生徒が「総合的な探究の時間」や「課題研究」など、教育課程内で取り組んだ探究活動の成果発表会を実施する。
- (イ) 本成果発表会は、オンラインで実施するものとする。実施要項は、高校教育課が定めた準則に基づき主管教育局において決定する。
- (ウ) 本成果発表会の運営は各教育局が行う。
- (エ) 本成果発表会において審査を行い、優秀な成績を収めた学校を4(1)エの全道成果発表会に派遣する。なお、派遣に係る引率教諭及び生徒の費用は道費で措置する。
- (オ) 開催地域は、原則、管内ごととする。ただし、管内の道立高等学校数が10校に満たない場合は、近隣の管内と合同で開催するものとする。

【各管内の道立高等学校数】

管内	道立高等学校数
空知	17
石狩	38
後志	10
胆振	18
日高	5
渡島	14
檜山	3
上川	20
留萌	5
宗谷	6
オホーツク	21
十勝	17
釧路	11
根室	5
合計	190

【成果発表会開催地域等】

開催地域	道立高等学校数	派遣学校数
空知	17	1
石狩	38	3
後志	10	1
胆振及び日高	23	2
渡島及び檜山	17	1
上川	20	2
留萌及び宗谷	11	1
オホーツク	21	2
十勝	17	1
釧路及び根室	16	1
合計	190	15

(カ) 4(1)エの全道成果発表会に派遣される学校数については、開催地域の道立高等学校数が10校以上20校未満の場合は1校、20校以上30校未満の場合は2校、30校以上40校未満の場合は3校とする。

エ 全道成果発表会

(ア) 4(1)ウで選出された生徒、4(2)ウで選出された生徒及び一般の発表希望校(市町村立高校及び私立高校)から選出された生徒による成果発表会を札幌市内で実施する。

(イ) 発表形態は、原則、ポスターセッションとする。

(ロ) 本成果発表会は、北海道、札幌市、北海道大学、株式会社ニトリホールディングス(以下「四者」という。)による「みらいIT人財」育成に係る連携協定に基づき、四者の協力の下、実施する。

(ハ) 本成果発表会において審査を行い、優秀な成績を収めた学校を表彰する。

(ニ) 本成果発表会の実施要項は高校教育課長が別に定める。

(ホ) 本成果発表会の運営は高校教育課が行う。

オ 「総合的な探究の時間」実践研修

北海道立教育研究所と連携し、探究活動の指導法等に関する研修の機会を設定し、大学教授等による講義や説明、先進校の事例発表、研究協議等を通じて、各学校における「総合的な探究の時間」の改善・充実を図るとともに、教科等横断的に資質・能力を育成する校内体制の構築を推進する。

(ア) 「総合的な探究の時間」を実施する全ての道立高等学校の教員を対象とする。

(イ) 研修の運営は大学教授、指導主事及び研究研修主事等が行う。

(ロ) 研修の実施に必要な事項は別に定める。

カ その他

本プロジェクトの実施に必要な事項は、高校教育課長が別に定める。

(2) 「社会との共創」推進プロジェクト

ア 目的

生徒が実社会での課題の解決に向けて、大学や研究機関、企業、自治体等と連携しながら探究活動に取り組む機会を設定し、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力を育成する。

イ 実施類型

参加を希望した学校の生徒が、次の4つの類型において、実社会における課題の解決に向けた探究活動に取り組む。

(ア) アントレプレナー教育型

大学や企業等と連携し、企業が抱える課題の解決に向けた探究活動に取り組む。

【対象：道立学校】

(イ) 地域課題解決型

自治体等と連携し、地域が抱える課題の解決に向けた探究活動に取り組む。

【対象：道立学校】

(ウ) 科学技術活用型

① 学校活動型

学校において、科学技術を活用して実社会における課題の解決につなげるための課題研究に取り組む。【対象：道立高等学校】

② 特別支援学校課題探究活動型

研究機関の指導・助言を得ながら、実社会における課題の解決につなげるための探究活動に取り組む。【対象：道立特別支援学校（高等部）】

(エ) グローバル型

SDGsなど地球規模の課題の解決に向けた探究活動に取り組み、成果を英語で発信する。【対象：道立学校】

ウ 成果発表

本プロジェクトに参加した学校による成果発表を行い、優秀な成績を収めた学校を4(1)エの全道成果発表会に派遣する。なお、派遣に係る引率教諭及び生徒の費用は道費で措置する。

エ その他

本プロジェクトの実施に必要な事項は、高校教育課長が別に定める。ただし、4(2)イ(ウ)②については特別支援教育課長が別に定める。

(3) 「STEAM」推進プロジェクト

ア 目的

各教科における探究的な学びの実現に向けた授業改善の取組や道立高等学校における探究活動の充実のための外部講師の招へいを支援することを通じて、各高等学校におけるSTEAM教育の一層の充実を図る。

イ 探究学習推進事業

各教科等で身に付けた見方・考え方を活用して、生徒が主体的に探究に取り組むことができるよう、教員対象のセミナーを実施する。

(ア) 授業研究セミナー

① 道立高校教諭、指導主事・研究研修主事、大学教授等からなる授業研究チームを組織し、教材・学習指導案の検討、研究授業、研究協議を通じて、教科に

における探究的な学びについての授業研究を行う。

- ② 対象教科は、国語、数学、地歴・公民、理科、外国語（英語）とする。
- ③ 会場は道立高校とし、全道4ブロックで開催する。

ブロック名	ブロックを構成する教育局名
道央ブロック	石狩教育局、後志教育局、空知教育局
道南ブロック	渡島教育局、檜山教育局、胆振教育局、日高教育局
道北ブロック	上川教育局、留萌教育局、宗谷教育局
道東ブロック	十勝教育局、オホーツク教育局、釧路教育局、根室教育局

- ④ 授業研究チームの連絡・調整等は、当該教科を担当するブロック内の指導主事が行う。
 - ⑤ 授業研究チームは、高校教育課において決定後、高校教育課長から委嘱する。
- (イ) 授業改善セミナー
- ① 優れた教科指導力を有する教員（以下、「教科指導スペシャリスト」という。）による実践発表等を行い、その成果を普及することで、授業改善の取組を推進する。
 - ② 対象教科は、情報、保健体育、家庭、芸術とする。
 - ③ 会場は道立高校とし、保健体育及び情報は全道4ブロック、家庭及び芸術は全道1会場で開催する。
 - ④ 教科指導スペシャリストとの連絡・調整等は、当該教科を担当する指導主事が行う。
 - ⑤ 教科指導スペシャリストは、高校教育課において決定後、高校教育課長から委嘱する。
- (ウ) 理数探究セミナー
- ① 新学習指導要領において新設された理数探究基礎及び理数探究について教員の理解を深めるとともに、探究的な学習についての実践的指導力の向上及び授業の改善・充実に資する。
 - ② 講師及び運営は、理科及び数学の指導主事・研究研修主事等、課題研究等の指導をしている道立高等学校の教員等とし、北海道立教育研究所と連携して実施する。
- ウ 外部連携支援事業
- 道立学校における探究活動をより一層充実させるために、外部講師の招へいを支援することで、道立学校における探究活動の質の向上を図る。
- (ア) 学校活用型
- ① 道立学校における探究的な学びを一層充実させるための外部講師の招聘に係る費用を予算の範囲内で支援する。
 - ② 外部講師を招聘した学校は、報告書を提出することとし、高校教育課は報告書を取りまとめ、成果の普及に努めることとする。
- (イ) 四者連携活用型
- ① 四者の連携協定に基づき、IT・データサイエンスに関する講師派遣を行う。
 - ② 講師派遣を受けた学校は、報告書を提出することとし、高校教育課は報告書を取りまとめ、成果の普及に努めることとする。

エ その他

本プロジェクトの実施に必要な事項は、高校教育課長が別に定める。

(4) 企画評価検討会議

外部有識者を含む、企画評価検討会議を開催し、本事業の進捗管理・事業評価を行い、事業の改善・充実に資する。

企画評価検討会議の開催に必要な事項は、高校教育課長が別に定める。

5 その他

この要綱で定めるもののほか、本事業の推進に必要な事項については、高校教育課長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、決定の日（令和5年4月11日）から施行する。